## 告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

き、 があったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定に基づ 埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知

平成二十六年十二月十二日

埼玉県監査委員 寺 Щ 昌 茂 弘 夫 文

埼玉県監査委員 鈴 荒 木 木 井 伸

埼玉県監査委員

埼玉県監査委員 本

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象	機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企画財政	情報シス	平成 26 年 7 月 4 日	平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年度の「職員用ノー	1 平成20年度契約は、契約期間が満了しているため、新たな
部	テム課	(第 2608 号)	ト型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関する契約」につ	承認手続きはできなかった。平成 21、22 年度契約は、平成 26
			いて、次の点が不適切であった。	年4月1日付けで改めて再委託の承認をした。
			1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。	2 平成26年度契約から、再委託の承諾を受けた者が修繕費用
			(1)平成 20 年度契約では、再委託を認めているが、契約	を請求できることを明記した。
			の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できな	3 平成26年度契約から、県が修繕費用を負担する場合につい
			い。	て情報システム課が受注者と協議することとした。また、機器
			(2)平成 21 年度契約では、契約書に再委託に関する規定	に動産総合保険を付保することを契約内容に加え、機器の取得
			がないにもかかわらず再委託が行われていた。	金額まで保険の適用範囲とすることにより、県費負担の軽減に
			(3) 平成 22 年度契約では、契約書に再委託に関する規定	努めることとした。
			があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認して	
			いた。	
			2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方では	
			なく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求	
			し、使用課所が支払うこととしていた。	
			3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、	
			契約の相手方と協議せずに使用課所の負担で修理を行う	
			という取扱いにより、修繕費用が1台あたりの契約額を超	
			えるような過大な支出を生じさせた。	

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象	機関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	統計課	平成 26 年 10 月 3 日	平成 25 年度の「工業統計調査の関係用品受入れ、保管、仕	課内会議において、再委託に関する事務を適切に行うよう周知
		(第 2634 号)	分、梱包及び配送業務委託」(436,380円)における一部業務の	徹底した。
			再委託について、書面によらず承諾していたことは不適切であ	また、再発防止に向け財務関係のチェックシートに再委託に関
			った。	する事項を設けチェック機能を強化した。
県民生活	広聴広報	平成 26 年 10 月 3 日	平成 25 年度の「県庁オープンデー会場設営・撤去等業務委	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、変更
部	課	(第 2634 号)	託」(2,037,000円) について、委託業務内容を変更し支払いを	協議の内容を記録する様式を作成し、同種の契約に適用すること
			行っているが、変更協議の内容を文書として記録することな	とした。
			く、事務手続きを進めたことは不適切であった。	
福祉部	障害者福	平成 26 年 10 月 3 日	平成 25 年度の「伊豆潮風館の産業廃棄物である物品の処分」	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知す
	祉推進課	(第 2634 号)	(26,775円) について、次の点で不適切であった。	るとともに、契約事務及び産業廃棄物処理業務における注意点に
			1 産業廃棄物の処分については、書面による契約が必要で	ついて再確認を行い、財務事務の適正な執行について徹底を図っ
			あるが、契約書を作成していなかった。	た。
			2 排出事業者は、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付す	また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、支出事務に
			る必要があるが、交付していなかったため、産業廃棄物が	おいて必要な書類の確認を徹底することとした。
			適法に処分されたか確認できないまま支出していた。	
企業局	地域整備	平成 26 年 10 月 3 日	平成 25 年度の「地域整備事業予備調査業務委託」(6,196,050	再発防止や財務事務の適正かつ迅速な執行のため、監査結果を
	課	(第 2634 号)	円) については、業務内容の変更を受注者と協議したが、その	職員に周知するとともに、契約事務における注意点について再確
			内容を変更契約書の特記仕様書に正確に記載しないまま、事務	認を行った。
			手続きを進めたことは不適切であった。	また、監査結果を踏まえ、これまでの財務に関するチェックシ
				ートに確認項目を追加するとともに、複数の職員による確認を徹
				底することとした。

警察本部	施設課	平成 26 年 10 月 3 日	平成 25 年度の「高速走行抑止システムの修繕」(1,071,000	再発防止のため、契約書の作成に当たっては、具体的な業務内
		(第 2634 号)	円) について、契約書に修繕の具体的な内容を示さず、必要な	容を示す書類の不備がないよう、複数の職員による確認を徹底し
			記載内容が欠落したまま契約を締結したことは不適切であっ	た。
			た。	